



2026年5月15日

各 位

会 社 名 株式会社ゴールドクレスト
代 表 者 名 代表取締役社長 安川 秀俊
(コード番号 8871 東証スタンダード)
問 合 せ 先 取締役 篠原 雄輔
(TEL. 03-3516-7111)

株主提案権行使に係る書面の受領及び当社取締役会意見に関するお知らせ

当社は、当社株主である INTERTRUST TRUSTEES (CAYMAN) LIMITED SOLELY IN ITS CAPACITY AS TRUSTEE OF JAPAN-UP 及び株式会社ストラテジックキャピタル（以下、「本提案株主」といいます。）より、2026年6月18日開催予定の第35期定時株主総会において、株主提案（以下、「本株主提案」といいます。）を行う旨の2026年4月15日付の書面を受領いたしました。

2026年5月14日開催の取締役会において、下記の通り、本株主提案に関する当社取締役会の意見を決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

I. 本株主提案の内容

1. 議題

- (1) 定款一部変更（剰余金の配当等の決定機関）の件
- (2) 剰余金の処分の件
- (3) 特定の株主からの自己株式取得の件

2. 議案の内容

別紙「本株主提案の内容」に記載の通りです。本提案株主から提出された書面の該当部分を原文のまま掲載しております。

II. 本株主提案に対する当社取締役会意見

1. 「(1) 定款一部変更(剰余金の配当等の決定機関)の件」

① 当社取締役会の意見

当社取締役会としては、本議案に反対いたします。

② 反対の理由

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の重要施策の一つと位置付けており、剰余金の配当の決定につきましては、当社の利益状況、将来の事業展開、経済環境などを踏まえ、内部留保と配当のバランスを慎重に検討したうえで、適正な水準を見極め、機動的に行う必要があると考えております。このように配当の決定は、企業経営において極めて高度な判断を要する事項であり、不動産事業の経営状況を最も的確に把握している取締役会がその責任を担うことが、企業価値の持続的な向上という観点からも合理的かつ実効的な意思決定のあり方であると判断しております。

したがいまして、当社では、剰余金の配当等の決定機関につきましては、取締役会としております。

また、提案理由では、自己資本比率の水準や留保金課税の存在が指摘されていますが、当社が属するマンション開発・分譲事業は、不動産市況や金融情勢の変動に大きく影響を受けやすい業種であり、一定以上の自己資本を保つことは、信用力の維持と財務の安定性を確保する上で不可欠であると同時に、開発用地の取得を含む事業機会に対する機動的な投資を行うことによる事業の成長に必要であると考えております。加えて、2024年3月期以降につきましては、配当支払後の利益に占める内部留保の割合が小さいため、留保金課税は発生しておりません。

当社はこれまで、安定配当を基本とし、業績や財務状況、事業環境を総合的に判断しながら、適切な株主還元を行ってまいりました。今後も、企業価値の向上と株主の皆様への利益還元のバランスを重視し、持続可能な配当政策を遂行してまいります。

以上の理由により、当社取締役会としては本株主提案に反対いたします。

2. 「(2) 剰余金の処分の件」

① 当社取締役会の意見

当社取締役会としては、本議案に反対いたします。

② 反対の理由

本株主提案は、「(1) 定款一部変更(剰余金の配当等の決定機関)の件」が承認可決されることを条件として、剰余金を処分することを内容とするものであります。

当社は、同株主提案への反対理由でも述べたとおり、不動産事業の特性を踏まえ、将来の事業機会に備えた内部留保を確保しつつ、利益状況等に応じた配当の実施を基本方針としております。

当社は、収益性と財務的安定性のバランスを重視し、確実に利益が見込める土地を厳選して仕入れ、適切な時期に開発を進めることにより、同業他社を上回る高い利益率を実現してきました。今後も、リスクに対応しつつ利益の最大化を目指す中で、機動的な投資判断を可能にする自己資本の確保は不可欠と考えております。

当社は、短期的な指標改善ではなく、将来に向けた投資を通じて収益性の向上を図り、ROEを改善することで、中長期的な企業価値の向上を実現していきたいと考えております。現に、当社が強固な財務基盤を有しているからこそ、通常であれば実行が難しい大型投資案件にも取り組むことができ、短期的な収益性だけにとらわれない中長期視点での投資を推進することが可能となっております。

これに対して、本株主提案は、2026年3月期末の配当金をDOE8%程度に引き上げ、自己資本を圧縮することでROEの改善を図ることを目的とするものです。

本株主提案は当社の成長投資を制約し、短期的な視点での株主還元に偏るものであり、中長期的な企業価値向上には資さないと判断しております。

以上の理由により、当社取締役会としては本株主提案に反対いたします。

3. 「(3) 特定の株主からの自己株式取得の件」

① 当社取締役会の意見

当社取締役会としては、本議案に反対いたします。

② 反対の理由

<要旨>

当社は、本株主提案のように安川氏ら以外の株主の皆様の売却機会を排除する形での公正性・透明性を欠いた自己株式取得を行うことは企図しておりません。

また、本議案が株主総会で承認可決されたとしても、安川氏らに株式売却の義務が生じるわけではなく、当社にも当然に株式を取得する義務が生じるものではありません。実際に、安川氏らからは売却する意向がないことが示されています。そのため、本議案は実現可能性のない提案です。結局のところ、本株主提案は、「(2) 剰余金の処分の件」のような過大な剰余金の配当を実現することを目的とした濫用的な提案であると言わざるを得ません。

さらに、仮に、本株主提案のとおり、当社が自己株式を取得すれば、現在保有する現預金を上回る多額の資金（時価総額の約6割）が流出することになります。その結果、財務基盤に甚大な悪影響を及ぼし、将来の成長投資に制約が生じ、中長期的な企業価値や株主共同の利益を損なうおそれがあるため、当社取締役会としては本株主提案に反対いたします。

(1) 本株主提案は、「(2) 剰余金の処分の件」が否決され、または採決されないことを条件として、当社が、安川秀俊（以下「安川氏」といいます。）、株式会社ミューアセット及び株式会社エスディサポート（総称して以下「対象株主」といいます。）から、その保有する合計 19,836,820 株の当社株式（以下「対象株式」といいます。）の全てを取得することを求めるものであります。

しかしながら、本株主提案の根拠となる会社法第 160 条は、会社が特定の株主に対してのみ売却機会を付与した自己株式取得を行う場合の手段を定めた規定であるところ、当社は対象株主以外の株主の皆様の売却機会を排除する形での公正性・透明性を欠いた自己株式取得を行うことは企図しておりません。本株主提案は、当社及び対象株主の意向を確認することもないままに、当社及び対象株主の意向に反し提案されたものです。

加えて、株主総会決議による自己株式取得の決議には、会社が自己株式を取得する場合の取得枠を設定する意味しかなく、仮にその決議がなされたとしても、会社が当然に当該株主総会決議に従い自己株式取得を義務づけられるものでもなければ、また、「取得する相手方」として決議された株主が、その保有する株式を会社に売却することを義務づけられるものでもありません。

後記のとおり、当社取締役会は、本株主提案に係る自己株式取得は、当社の企業価値向上及び株主共同の利益の確保に資するものではないと考えており（後記(2)）、加えて、対象株主にも保有株式を当社に売却する意向がない以上（後記(3)）、本株主提案は、仮に、株主総会で承認可決されたとしても、実現可能性のない提案です。

本提案株主自ら、本株主提案は、「(2) 剰余金の処分の件」が否決され、または採決されない場合に限り、採決すると述べているように、本提案株主の真の目的は、「(2) 剰余金の処分の件」のような当社の企業価値向上に資さない過大な剰余金の配当を実現することであり、本株主提案は、そのために本提案株主に有利な株主構成を実現しようとするものであって、当社の株主価値や当社の少数株主の利益をも毀損しかねないものであり、濫用的な株主提案と言わざるを得ません。

(2) 本株主提案に係る自己株式取得を実施した場合、現在保有する現預金を上回る多額の資金（時価総額の約6割に相当します。）の流出やこれによる財務基盤への影響、さらには将来の成長投資余力の制約等を通じて、当社の中長期的な企業価値に甚大な悪影響を及ぼすおそれがあります。当社としては、資本効率の向上と財務健全性の維持のバランスを踏まえた資本政策を推進しており、本株主提案のような大規模かつ一時的な資本移動は、株主共同の利益を害するおそれがあると判断しております。

また、本株主提案は、当社の代表取締役である安川氏が当社の株主価値を毀損し続けており、当社の取締役としての適格性に疑義があるという独自の見解を前提に、安川氏を含む対象株主が当社の株式を売却することを求めています。しかしながら、安川氏は当社の創業者であり、企画・営業力、知識・ノウハウ、経営判断能力を活かして、当社グループの経営方針や戦略の決定及び事業推進等、当社の企業価値向上において重要な役割を果たしております。このような立場にある同氏が当社の株式を直接または間接に保有していることは、当社の企業価値向上及び株主共同の利益の確保に向けた

目線を株主の皆様と共有することにつながるものであり、かかる観点からも、本株主提案は、当社の株主価値向上に資するものではないと判断しております。

(3) さらに、本議案が承認可決された場合であっても、対象株主に当社への株式譲渡を義務づける法的効力はなく、対象株主が保有する当社の株式を当社に譲渡する義務が生じるものではありません。当社は本株主提案を受け、対象株主に対して株式譲渡の意向を確認いたしましたが、対象株主からは、本議案が承認可決された場合であっても、本議案の内容に従って株式を当社に譲渡する意向はない旨の意思表示を受けております。そうであるとすれば、本議案が本定時株主総会において承認可決されたとしても、当社が当該株式を取得することはできないことになります。

(4) なお、本株主提案は、少数株主の意見が経営に反映されていないとの問題意識も前提としておりますが、当社はこれまでも、株主・投資家との対話などを通じて、コーポレート・ガバナンスの強化に継続的に取り組んでおり、本定時株主総会においても、取締役会の監督機能の強化のため独立社外取締役の増員を提案しております。特定株主からの株式取得という本株主提案の手法は、ガバナンス上の課題に対する適切な解決策とは言えず、企業価値向上に資する合理的な手段ではないと判断しております。

以上の理由により、当社取締役会としては本株主提案に反対いたします。

以上

(別紙「本株主提案の内容」)

*本株主提案の内容については、本提案株主から提出された書面の該当部分を原文のまま掲載しております。

- 1 後記の提案する議題を、当社の第35期定時株主総会における会議の目的とすること。
- 2 後記の提案する議題、提案の内容(第2に記載の冒頭及び1~3の全て)及び提案の理由について電子提供措置をとること。

第1 提案する議題

1. 定款一部変更(剰余金の配当等の決定機関)の件
2. 剰余金の処分の件
3. 特定の株主からの自己株式取得の件

第2 提案の内容

以下の1.の議案(以下「定款変更議案」という。)については、定款変更議案及び本定時株主総会における他の議案(会社提案にかかる議案を含む。)の可決または否決により、定款変更議案として記載した各章または各条文に形式的な調整(条文番号のずれの修正を含むが、これらに限られない。)が必要となる場合は、定款変更議案に係る条文を、必要な調整を行った後の条文に読み替えるものとする。下記の各株主提案の詳細な説明は、<https://stracap.jp/8871-GOLDCREST/>又は株式会社ストラテジックキャピタルのホームページ右上の特設サイトリンク<https://stracap.jp/>を参照されたい。なお、各株主提案において記載する会社数値は単体と記載がない限りは全て連結計算書類に基づいている。また、時価総額は発行済株式総数から自己株式数を控除して算定している。

1. 定款一部変更(剰余金の配当等の決定機関)の件
現行の定款の第38条を以下のとおり変更する。(下線は変更部分を示す。)

現行定款

(剰余金の配当等の決定機関)

当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める。

変更案

(剰余金の配当等の決定機関)

当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、取締役会の決議により定めることができる。ただし、会社法第459条第1項第4号に掲げる事項のうち、期末配当に係る事項を取締役会の決議によって定めることができるのは、本定款に定められた期間内に定時株主総会を招集することができないと客観的かつ合理的に見込まれる場合に限る。

2. 剰余金の処分の件

本株主総会において、剰余金の配当の決定権限を株主総会に認めるための定款の一部変更議案が承認可決されることを条件として、以下の通り剰余金の配当を行う。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類
金銭

(2) 配当財産の割り当てに関する事項及びその総額

以下(ア)及び(イ)において算定される金額のうち、いずれか大きい金額を、当社が提案する剰余金処分に係る議案(以下「会社側利益処分案」という。)に基づく普通株式1株当たり配当金額又は当社定款第38条に基づいて第35期定時株主総会の開催日までに2026年3月期末の剰余金の処分(処分の予定を含む。)として当社取締役会が決議した普通株式1株当たりの配当金額(以下、会社側利益処分案及び当社取締役会の決議に基づく配当金額を総称して「会社配当金額」という。)並びに本定時株主総会における会社側利益処分案及び本議案以外の剰余金処分に係る議案(以下「その他利益処分案」という。)の可決によって実施される普通株式1株当たりの配当金額(以下「その他配当金額」という。)に加えて配当する。

(ア) 第35期1株当たり当期純利益金額(小数点以下切捨て。)から、会社配当金額、その他配当金額及び第35期普通株式1株当たりの中間配当金額50円(以下「中間配当金額」という。)を控除した金額

(イ) 第35期末における1株当たり純資産(発行済株式数から自己株式数を控除するほか、企業会計基準適用指針第4号「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」に従い算定した数値をいう。以下同じ。)の金額(小数点以下切捨て。以下同じ。)に、0.08を乗じた金額から、会社配当金額、その他配当金額及び中間配当金額を控除した金額

なお、配当総額は、(ア)又は(イ)で算定された金額のいずれか大きい方の金額に当社の第35期定時株主総会の議決権の基準日現在の配当の対象となる株式数を乗じた額となる。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日
当社の本株主総会の開催日の翌日

なお、本議案は、第35期定時株主総会に会社側利益処分案又はその他利益処分案が提案された場合、これらの提案とは独立かつ両立するものとして、追加で提案するものである。

3. 特定の株主からの自己株式取得の件

本議案は、「2. 剰余金の処分の件」が否決された場合または採決されない場合に限り、採決する。

(1) 取得する株式の種類

普通株式

(2) 取得する株式の数

19,836,820株

(3) 取得と引換えに交付する金銭等の内容

金銭

(4) 取得と引換えに交付する金銭等の総額

本総会の開催日前日の東京証券取引所スタンダード市場における当社株式の最終価格(当該日に売買取引がない場合又は当該日が当該市場の休業日に当たる場合にあつては、その後最初になされた売買取引の成立価格)と、取得についての契約を締結する日の前日までの間で契約締結日に直近の当該市場における当社株式の約定価格の、いずれか低い方の金額に取得する株式の数を乗じた金額とする。

但し、これにより算定した金額に会社配当金額及びその他配当金額を加えた合計額が、本総会の日または取得についての契約締結日における会社法461条に定める分配可能額を上回る場合、当該分配可能額

(2つの分配可能額の金額が異なる場合、いずれか低いほうの金額)から会社配当金額及びその他配当金額を控除した金額を総額とする。

(5) 株式を取得することができる期間

本総会終結の日から2026年9月30日まで

(6) 取得する相手方

安川秀俊、株式会社ミューアセット及び株式会社エスディサポート

なお、自己株式の取得にあたって安川秀俊、株式会社ミューアセット及び株式会社エスディサポート

(以下「安川ら」という。)に株式1株と引き換えに交付する金銭等の額は、会社法第161条及び会社法施行規則第30条第1号により算定されるものを超えないため、取得する相手以外の株主には、会社法第160条の第2項及び第3項による売主追加議案の請求権は生じない。

第3 提案の理由

1. 定款一部変更(剰余金の配当等の決定機関)の件

当社は、期末配当の決定を株主総会ではなく、取締役会で行っているため、株主の意見が配当に反映されず、結果として非合理的な配当方針が続いている。

例えば、当社の自己資本比率は、2025年12月末時点で59.1%に達しており、マンション開発・分譲業界中央値の31.1%を大きく上回っている。つまり、当社はこれ以上自己資本を積み増す必要性がないにもかかわらず、十分な配当を行わず、自己資本を積み増し続けているのである。

さらに、当社は同族会社として留保金課税を課される状態にあり、実際に過去10年で12億円以上の留保金課税が発生したと推定される。当社が十分な配当を支払えば、留保金課税を回避できるにもかかわらず

らず、当社取締役会は徒に留保金課税を支払い続け、当社株主の財産を毀損している。

このような当社の非合理的な配当方針を是正するために、まずは原則として、期末配当の決定機関を株主総会とすることを求める。

2. 剰余金の処分の件

当社は、過剰な自己資本の蓄積によって、資本効率が低下し、株主価値が毀損されている。

上述のとおり、当社の自己資本比率は業界中央値を大きく超えており、自己資本を過剰に蓄積した状態にある。そして、過剰な自己資本の蓄積は当社のROE低下の原因となっており、実際に過去10年の間、当社のROEが8%を超えたことはない。マンション開発・分譲業界に属する41社のうち、過去10年にわたって、ROEが8%を超えたことがないのは、当社のみである。

そして、ROEの低迷は株価の低迷につながり、当社の株価は解散価値未満の水準で10年以上にわたって推移している。つまり、過剰な自己資本の蓄積によって当社の株主価値は毀損されている。

そこで、当社の過剰な自己資本の蓄積を是正し、当社の株主価値を向上させるために、DOE 8%に相当する水準の配当の実施を求める。

3. 特定の株主からの自己株式取得の件

本議案では、当社代表取締役社長の安川秀俊氏が実質的に保有する当社株式のすべてを、当社が取得することを求めている。

安川氏は1992年から当社の代表取締役社長を務めているが、ROEは2010年3月期以降、連続して8%を下回り、PBRも2014年1月27日以降は連続して1倍を下回っている。

2025年6月の定時株主総会では、安川氏の取締役選任議案に対する安川らを除いた少数株主の賛成率は11.5%に留まり、少数株主が安川氏を信任していないことは明らかである、しかし、安川らが議決権の59.7%を保有しているがために、安川氏は代表取締役社長として今もなお当社の株主価値を毀損し続けている。

そこで、安川らが提案株主による増配提案に反対して株主価値の毀損を継続する場合は、少数株主の意見が経営に反映される正常なガバナンスの実現と資本効率の改善のため、安川らが保有する全株式を当社が取得することを求める。

以上